

医療法人知音会京都新町病院 訪問リハビリテーション重要事項説明書（介護保険）

I 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人知音会
代表者名	理事長 田邊 卓爾
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区西ノ京下合町11番地 (電話) 075-823-3000 (FAX) 075-823-3200

II 事業所の概要

1. 事業所名称および事業所番号

事業所名	医療法人知音会 京都新町病院
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区六角通新町西入西六角町109 (電話・FAX) 075-241-7170
事業所番号	2610309623
管理者の氏名	長谷川 剛二

2. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	職務内容
医師	1名	1. サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2. 医師及び理学療法士が協同により、指定訪問リハに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って訪問リハ計画を作成します。計画作成にあたっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3. 訪問リハ計画に基づき、指定訪問リハビリテーションサービスを提供します。 4. 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5. それぞれの利用者について、訪問リハ計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
理学療法士	2名	

3. サービス提供地域

通常の事業の実施地域は、当事業所より 約半径5km以内とする。

ただし、西京区・伏見区・山科区の全域を除く

通常の事業の実施地域	全区域	上京区、中京区、下京区、東山区 全域
	北区、左京区、右京区、南区の一部や訪問地域についてはご相談ください。	

4. 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	9:00～16:30
休業日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

III 事業所の目的・運営方針など

1. 事業所の目的

利用者個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の生活心身の機能の維持回復および生活機能の維持・向上を目指すものとする。

2. 事業所の運営方針

- 1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行い、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、主治医、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターおよびその他居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所の職員の行動指針

- 1) 利用者が主体性をもって、健康の自己管理と、必要な資源を活用し、生活の質を高めることができるよう支援します。
- 2) 利用者が住み慣れた地域で安心して療養できるように、人と人とのかかわりを大切にしながら、信頼される事業所を目指します。
- 3) 主治医との連携を密にとり、利用者を尊重し、期待されるリハビリテーションが提供できるよう改善・改良に努めます。
- 4) 質の高いリハビリテーションを提供するために、常に専門職として自己研鑽に努めます。

4. サービス利用に関する留意事項

リハビリテーション提供時の事故やトラブルを避けるために、次の事項にご留意・ご了承ください。

- 1) 訪問リハスタッフは、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
- 2) 訪問リハスタッフに対する贈り物や飲食などのご配慮は、お受け致しかねます。
- 3) 利用者の同居家族などに対するサービスの提供はできません。
- 4) 訪問当日の利用状況や緊急対応等により、訪問予定時間が前後する場合がございます。
- 5) 宗教活動、政治活動、営利活動、その他の活動はいたしません。

IV 提供するサービスの内容

通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書を作成します。訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又は家族に対し、指導又は説明を行うとともにリハビリテーションを提供します。

V 利用料一覧

介護保険 訪問リハ料金一覧表（R6.6.1 現在）

介護保険適応の場合の基本料金

※1 単位=10.70 円（5 級地）

区分等	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問リハビリテーション費	308 単位	3295 円	329 円	659 円	988 円
介護予防リハビリテーション費	298 単位	3188 円	318 円	637 円	956 円

※1 回 20 分以上のサービス、週 6 回が限度

※同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は 10%減算となります。

※同一敷地内建物等の利用者 50 人以上にサービスを行う場合は 15%の減算となります。

医療保険適応の場合の基本料金

※1 単位=10 円

区分等	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
理学療法士等による訪問リハビリテーション ※1 回 20 分以上のサービス、週 6 単位又は退院の日 から起算して 3 か月以内の場合は週 12 単位に限る	300 点	3,000 円	300 円	600 円	900 円

※同一敷地内建物等の居住者にサービスを行う場合は 255 点となります。

※主治の医師（介護老人保健施設の医師除く）から、急性増悪により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特例の指示を受けた場合は、その指示日から 14 日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります（1 日 4 単位上限）

※利用料について、事業者が法廷代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。

加算料金（介護保険のみ）

※1 単位=10.70 円

加算	基本単位	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
短期集中 リハビリテーション実施加算Ⅱ	200 単位	2140 円	214 円	428 円	642 円
リハビリテーション マネジメント加算Ⅰ	180 単位	1926 円	196 円	372 円	588 円

※短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱは利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

※退院（退所）日又は要介護認定を受けた日から起算して 3 か月以内の期間に 1 週間につき概ね 2 日以上、1 日当たり 20 分以上の個別リハビリテーションを行います。

※リハビリテーションマネジメント加算Ⅰは医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハの質を管理したことを評価し、算定します。

実費負担

その他の利用料（上記加算以外の『自費』対応を希望の差額費用

訪問エリア外の交通費（1 km 毎に）（公共交通機関の利用が必須な場合は実費）	275 円（税込）
---	-----------

VI. キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用前日（24 時間前）までにご連絡下さい。連絡が無い場合には、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の 24 時間前までに連絡があった場合	無 料
利用日の 24 時間前までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の 100%

VII. 利用料等のお支払方法

毎月、15日頃までに、前月分の請求をいたしますので、月末までに以下の方法によりお支払いください。(口座引き落としの場合は、お引き落とし日をお知らせいたします)

なお、入金確認(お支払い)後、領収証を発行いたします。

支払い方法	備考
事業者指定口座への振り込み	別途ご案内いたします。
利用者口座からの自動振替	指定の口座番号記入用紙をお渡ししますので、記入後、担当者にお渡しください。
<p>利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)およびその他の費用の支払いについて、正当な理由なく支払期日から、1か月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。</p>	

VIII. 利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証など、医療保険(一般の健康保険・後期高齢)被保険者証を提示して下さい。また、その内容に変更が生じた場合は、必ず、お知らせ下さい。

IX. 事故発生時の対応

1. 訪問リハの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族など、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 利用者に対する訪問リハの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

X. 感染症蔓延および災害等発生時の対応

1. 感染症蔓延および災害等発生時は、その規模や被害状況により、通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
2. 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問リハを行います。

XI. サービス内容に関する苦情等相談窓口

京都新町病院 事務長 岡本 有	ご利用時間 9:00~16:30 ご利用方法 電話 075-241-7170(代)
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:月曜日~金曜日9:00~17:00 電話番号: 075-354-9090
京都市社会福祉協議会	受付時間:月曜日~金曜日9:00~17:00 電話番号: 075-345-8731
京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-812-2566
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-441-5106
京都市下京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-371-7228
京都市東山区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-561-9187
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-432-1364
京都市右京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-861-1416
京都市南区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-681-3296
京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間:月曜日~金曜日8:30~17:00 電話番号: 075-702-1069

XII. 緊急時の対応について

事業者は、訪問リハを行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて 臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。必要に応じて、救急搬送などの措置を講じます。